COP31 CMP21 CMA8 通信No.4

Kiko

◆アンタルヤ◆

11月
24日

気候ネットワーク

〒604-8124京都市中京区帯屋町574番地高倉ビル305
〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目12番2号藤森ビル6B
E-mail: kyoto@kikonet.org URL: https://www.kikonet.org/

気候ネットワークは、地球温暖化対策に取り組む市民のためのネットワークです。
「Kiko」は、温暖化問題の国際交渉の状況を伝えるための会期内、会場からの通信です。

COP31閉幕までの4日間

COP31は2日延長の末、11月22日の夜に閉幕した。注目されていたカバー決定や、緩和作業計画は採択見送りとなったが、公正な移行、適応、気候資金に関する議題は合意された。閉幕までの4日間の動きを振り返る。

11月19日：カバー決定の第2案が公表される。1.5℃目標に触れ、オーバーシュートの規模と期間をなるべく抑える努力をする決意が再確認された。また、グローバル電化目標や、次回グローバル・ストックテイクにIPCC第7次評価報告書を反映させることの重要性、気候変動に関する国家の義務についての国際司法裁判所（ICJ）勧告的意見を認めることなどが盛り込まれた。しかし、「化石燃料からの脱却」には触れられず、CCUS（炭素回収・利用・貯留）やCDR（炭素除去）について具体的な数値を伴う案が示されていた点にはNGO・市民社会から懸念の声が上がり、「気候変動対策を後退させるような合意であれば、合意がないほうが良い」という意見も少なくなかった。何より、実施手段、特に資金の支援については、取り組みを加速させるニーズに答えるには十分と言える内容ではなかった。

11月20日：カバー決定含む主要議題の野心が後退していることに対し、世界150ヶ国、2500以上のNGOが参加する国際環境NGOネットワークであるClimate Action Networkは「このままだと史上最悪のCOPになり得る」として、記者会見でカバー決定を含む合意案の内容を強く批判した。また、各国や交渉グループからもそれぞれの立場で現状の合意案に対する批判の声が上がった。夜には閉会式が開催され、一部議題の合意文書の採択が行われたが、緩和、適応、資金、公正な移行といった主要議題やカバー決定の交渉は続いた。

11月21日：カバー決定や緩和、公正な移行など主要議題の合意文書案（改訂版）は発表されず、また会議の予定も未定のまま、オブザーバー参加者は会場で時間を過ごす。18時ごろには、High Ambition Coalition（高い野心連合）の国々がCOP議長の部屋に入る様子にメディア取材が殺到した。21時ごろになってようやく公正な移行作業計画の文書案が発表される。22日午前0時頃に閉会式が再開され、いくつかの議題の採択のあと、休会となった。

11月22日：早朝にカバー決定の次の合意文書案など残っていた議題の合意文書案が発表された。議長は9時から閉会式を再開することを予告していたが、13時を過ぎてようやく再開された。

カバー決定の採択をめぐっては議論が紛糾した。ガーナ代表は発言中に議長に遮られ議事進行上のルール違反だとして反論したり、EU代表は閉会式会場から途中退出しメディア取材を受けた。また、各国が意見を述べている時にクルム議長、ボーウェン交渉議長も閉会式会場を2時間あまり離れるなど、採択が危うい流れになっていった。各国からの反対が相次いだのは、化石燃料に関する文言が入っていないことや、適応資金3倍の具体的な金額が盛り込まれなかったことなどが大きな理由である。最終的に、各国の合意が得られず、議長はカバー決定を採択することを断念した。これにより、カバー決定に含まれていた2つの重要な論点―オーバーシュートの規模と期間を極力抑えるというメッセージを打ち出せず、議長が力を入れていた電化目標の合意も見送られる結果となった。このほか、「緩和作業計画」についても合意ができず、排出削減対策の強化の議論がまたもや停滞してしまったことは残念だ。

ただし、カバー決定や緩和作業計画が採択されなかったからといって、交渉会議が無意味だったわけではない。COPでは他にも多くの議題が話し合われ、それらは次に向けて動いていく。今こそ、各国が気候変動対策を多国間協調のもとで進める意思を示し、実効的な合意に向けて資金などの難しい議論にもより踏み込んでいく必要がある。

閉幕直後に発表した気候ネットワークのプレスリリースはこちらをご覧ください。
<https://kikonet.org/content/40538>



写真：延長2日目の会場。数日前までの賑わいは姿を消した。

COPは交渉会議だけでは語れない

11月20日、世界のさまざまな地域を代表する高い野心を持つ国々が記者会見を開催し、COP31の最終的な成果に関する共同宣言を発表した。この宣言は、11月19日にCOP31議長国が提示したカバー決定案が化石燃料に言及していないこと、世界的な「35 by 35 Global Electrification Pledge」の電化目標を再生可能エネルギーに限定していないこと、そして気候資金に関する成果を提示していないことなどを受けて発表されたものである。

記者会見にはフランス、パナマ、ベルギー、コートジボワール、フィンランド、ギリシャ、ソロモン諸島、スウェーデンの閣僚および代表者が集まり、この三重の危機に対処するために世界が進むべき方向性を明確にするものとして、最終宣言に盛り込まれるべきと考える6つの重要課題を発表した。同グループが挙げたカバー決定のための最低限の原則は、科学を基礎とすること、化石燃料からの脱却、汚染者が緩和および適応への取り組みならびに気候資金に対して相応の貢献を果たすこと、クリーンかつ迅速な電化、メタン排出削減の加速、そして3つのリオ3条約（国連気候変動枠組条約、生物多様性条約、国連砂漠化対処条約）のCOP間の連携強化であった。

スウェーデンのロミナ・ポールモクタリ気候・環境大臣は、化石燃料からの脱却に関する文言などの課題に触れつつ、同グループが求めているのは大きな進展や前進ではなく、今回のCOPの後に逆行しないようにすることだと述べた。

一方、交渉の場の外ではより高い野心を目の当たりにしていることにも言及された。バヌアツのラルフ・レゲンバヌ環境大臣は、ロードマップを策定し、化石燃料からの移行の必要性を認識する国がますます増えていることに言及した。

11月19日に示されたカバー決定案には、クリーンな電化など、COP31で実現可能と考えられていた最低限の原則すら反映されていないという失望を招く結果であった。これを受けての共同宣言は、地球規模の危機に対処するためにより野心的な行動を推進しようとする国々が、さまざまな地域に存在することを示している。

MWPは終わっていないのに、なぜ終了させようとするのか（11月17日ECO抄訳）

世界の気温上昇が1.5℃を超えるというこのとき、緩和策を加速させるための唯一残された交渉の場を終わらせてしまうのか？緩和作業計画（MWP）が大成功を収めているなんて思っていない。しかし、成果が出ていない計画に必要なのは改善することだ。今こそMWPを活性化させ、成すべきことが果たせるようにしよう。思い出してほしい。締約国の面々は交渉のためにアンタルヤに集まったのだ。

COP31では、MWPの継続、役割の強化、実施体制の強化の3点で成果を出さなければならない。つまり、終わりの見えない対話から抜け出し、実行可能な成果、具体的なフォローアップ、グローバル・ストックテイク（GST）やNDCの実施とのより強固な連携に向けて進んでいかなければならないということだ。ECOは、MWPが第1回GST合意を実施させることを強く求めている。

MWPは最善の科学的知見に準ずるべきであり、荒唐無稽で事実に反する解決策を採用すべきではない。

そしてそれは、公平性と「共通だが差異のある責任と各国の能力（CBDR-RC）」を指針とすることを意味する。先進国は、排出削減において主導的な役割を果たし、公的資金の提供、技術支援および能力構築のサポートを行わなければならない。発展途上国に、彼らがほとんど関与していない気候危機のツケを押し付けるべきではないのだ。
さらに言えば、MWPの中心には、人権とジェンダーに配慮したアプローチを据えなければならない。
排出ギャップがなくなったわけではない。資金ギャップも埋まっていない。そして、気候危機が解消されたわけでもない。なのに、なぜMWPを終わらせなければならないのだろう？

ICJ勧告的意見は、気候正義にとっての頼みの綱（11月18日ECO抄訳）

気候変動に関する国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見で明確化された国家の義務は、気候変動に対する国際協調における頼みの綱であり、何を行う必要があるのか、共通の責任を国家間でどう分担すべきかを明確に示すことで、気候正義に向けた道筋を示している。この権威ある見解は、あらゆる交渉課題に拡大適用されるものである。

ICJは、新しい責務を創り出したわけではない。パリ協定の1.5℃目標を確認しただけだ。世界が1.5℃の閾値を超える瀬戸際に立っている今こそ、国家は、公平性、共通だが差異ある責任、および各国の能力といった指針に合い、かつ人権を尊重しつつ、野心的な行動をとる必要がある。気候危機の最前線に立つコミュニティや市民社会が、気候変動問題を国際司法裁判所にまで持ち込んだ今、国家は世界の気温上昇を1.5℃未満に抑えるという義務を無視すべきではない。この問題に沈黙することは、人権、とりわけ気候危機によって不相応なほど大きな影響を受けている子どもたちの権利にとって、深刻な結果をもたらす不作為である。

ICJは、被害があれば救済を伴わなければならず、気候危機に最も大きく寄与した国々が損害を賠償しなければならないと明確に示した。気候変動に伴うリスクと法的な責任は日増しに高まっている。もはや、各国がICJの勧告的意見を聞き入れる余裕があるかどうかが問題なのではない。むしろ、意見を聞き入れずに済む余裕があるかどうかが問題なのだ。

※ECOは、気候変動問題に取り組むNGOのネットワーク Climate Action Network がCOPなどで発行しているニュースレターです。

会議場通信Kiko COP31 CMP21 CMA8 No.4
2026年11月24日 トルコ・アンタルヤ発行
執筆・編集：浅岡美恵、鈴木康子、菅原怜、榎原麻紀子、森山拓也、田中十紀恵、アイダ・ワーク、中西航
（問合せ：メール kyoto@kikonet.org）